

2025 年 2 月

お客様各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素は JA バンクをご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手の全面的な電子化につきましては、政府の方針・要請のもと、産業界・金融業界が一体となって進めているところであり、これらの社会的要請や各金融機関の取組みも踏まえ、JA バンクにおきまして、下記のとおり対応することとなりました（※）。

お客様におかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、この機会にインターネットバンキング等の電子的決済手段の活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

- 1 2027 年 4 月 1 日（木）以降を期日とする手形・小切手の取立の受付停止
- 2 当座貯金の口座開設の受付停止

詳細につきましては、北海道信連 業務部にお問い合わせください。

※ 2021 年 6 月の政府の「成長戦略実行計画」において、「5 年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組推進」および「小切手の全面的な電子化を図る」が示され、全国銀行協会では「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定し、各金融機関にて、「2027 年 4 月 1 日以降が期日の手形・小切手の取立受付停止」「新規当座預金口座開設停止」等が進められております。

＜本件に関するお問い合わせ＞
北海道信連 業務部貯金統括グループ
TEL：011-232-6040

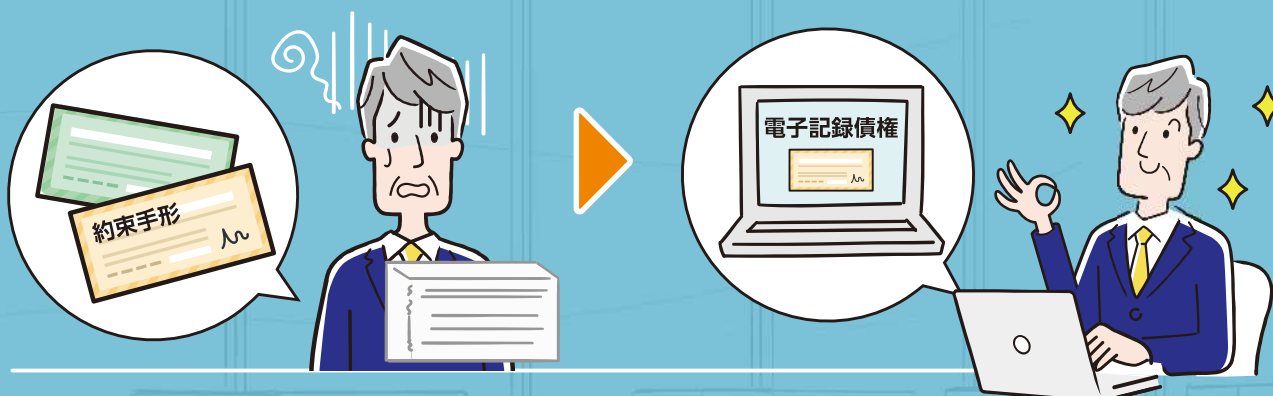
企業経営者・経理担当者の皆さま

政府は、手形・小切手の利用廃止を決定しています。

でんさい・
振込など

電子的決済サービスに 移行しましょう！

2026年まで



政府は、2026年までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しております。金融界は、2026年までに紙の手形・小切手から電子的決済サービス^(※)への移行を強力に推進しています。紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行をご検討ください。

(※) 電子記録債権(でんさい)またはインターネットバンキングによる振込

電子化のメリット

✓ 印紙税や取引先への
郵送料等が不要

コスト



✓ どこでも利用でき、
煩雑な事務負担を軽減

事務負担



✓ 盗難・紛失の心配が
なく、災害にも強い

リスク



詳細は取引先金融機関にご相談ください。



動画で分かる
全面的電子化への取り組み

詳しくはこちら



電子的決済サービスをご利用いただくと

支払企業



コスト削減

取引先への郵送料がかかりません。手形の電子化を図ると、印紙代の削減になります。



事務負担軽減

手形・小切手の振出作業や郵送作業など、支払に関する面倒な事務負担が軽減されます。



リスク低減

現物がいないため、紛失や盗難の心配がなく、災害にも強いです。



受取企業



コスト削減

領収書が不要になり、印紙代の削減になります。また、郵送料がかかりません。



事務負担軽減

領収書の作成、手形の保管・管理、取立依頼事務などは不要です。



リスク低減

現物がいないため、紛失や盗難の心配がなく、取立忘れもなくなります。



資金繰りの円滑化

支払期日に自動入金されます。また、電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能です。



さらに



場所を選ばず利用可能

非対面・非接触での決済取引が可能で、取引先・金融機関・郵便局等に行く必要がありません。

電子的決済サービスの導入までの流れ(支払利用の場合)

STEP 1

検討・体験デモ

コストメリットの試算や、会計システム、支払手続変更の要否などを確認します。金融機関が提供している体験デモもご利用ください。



STEP 2

取引金融機関へご相談

取引金融機関にご相談ください。専門スタッフを派遣するなどのサービスを提供する金融機関もあります。ITに不慣れな方は、導入をサポートしてもらうこともできます。



STEP 3

導入

取引金融機関への申込、社内の事務手続や管理手順の見直しなどを行い、導入の準備は完了です。

- ☐ 利用申込
- ☐ 管理手順
- ☐ 事務運用方法
- ☐ 初期設定



STEP 4

取引先企業へのご案内

取引先企業に電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認すれば、利用開始です。



2026年の手形の 利用廃止

小切手の全面電子化へ

電子記録債権・
振込への
切替えはお早めに!

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス^(※)への移行をご検討ください。

(※) 電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



お早めに電子的決済サービスへ移行しましょう!

ポイント ①

政府は約束手形・小切手の利用廃止の方針

政府は、「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」との方針を示しています。



※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より

ポイント ②

手形・小切手の利用は毎年減少

手形・小切手の利用枚数はピーク時から約20分の1に減少しています。



※「全国手形交換高」、「電子交換所における手形交換高」より(一部推計)

ポイント ③

電子的決済サービスの利用は毎年増加

代替手段の1つであるでんさいの利用件数は年々増加しています。

■発生記録請求件数(手形の振込に相当)



※「でんさいネット請求等取扱高」より

受取・支払
企業の双方に
メリット!

電子化で負担のない取引へ!



紙の手形を電子記録債権(でんさい等)に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。



支払企業

コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

事務 負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

リスク低減

- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

場所を選ばず利用可能

- ✓ いつでも・どこでも非対面の決済取引
- ✓ 金融機関・郵便局等への訪問不要



受取企業

資金繰りの円滑化

支払い期日に自動入金。
電子記録債権は必要な分
だけ分割して利用可能。

支払までは
簡単
3ステップ!

電子的決済サービス導入の流れ(支払利用)



コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、電子的決済サービスの導入を以下の流れで行います。

STEP 1

取引金融機関へご相談

専門スタッフの派遣や導入サポートのサービスを提供している金融機関もございますので、金融機関担当者にお問い合わせください。



STEP 2

取引先企業へご案内

電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認します。



STEP 3

取引金融機関への申込 / 社内の導入準備

社内の事務手続きや管理手順の見直しなどを行い、初期設定をします。

- ✓ 利用申込
- ✓ 管理手順

- ✓ 事務運用方法
- ✓ 初期設定

